

2011年（平成23年）1月31日

藤沢市土地開発公社

理事長 高木三廣様

藤沢市情報公開審査会

会長 安富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2010年（平成22年）5月14日付けで諮問された「2008年度藤沢市土地開発公社善行地区における地域コミュニティー活動事業用地についての土地基準価格決定会議会議録（2009年12月3日市議会に提出された資料14に含まれるもの）」の情報公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市土地開発公社（以下「実施機関」という。）が、「2008年度藤沢市土地開発公社善行地区における地域コミュニティー活動事業用地についての土地基準価格決定会議会議録（2009年12月3日市議会に提出された資料14に含まれるもの）」の行政文書公開請求に対し、2010年（平成22年）2月24日付けでした一部承諾決定において、非公開とした部分については、公開とすべきである。

2 事実

(1) 異議申立人は、2010年（平成22年）2月10日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「2008年度藤沢市土地開発公社善行地区における地域コミュニティー活動事業用地についての土地基準価格決定会議会議録（2009年12月3日市議会に提出された資料14に含まれるもの）」の行政文書公開請求を行った。

- (2) 実施機関は、当該請求に係る行政文書を善行地区における地域コミュニティー活動事業用地取得に係る「土地基準価格決定会議会議録」（以下「本件請求文書」という。）と特定した。
- (3) 実施機関は、同月24日付けで異議申立人に対し、本件請求文書の中の「質疑応答」部分の一部と「不動産鑑定士の評価減額数量」部分を非公開とする、一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 異議申立人は、同年3月4日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、同年5月14日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分について取り消し、全部開示の決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で以下のとおりの主張をしている。

本件請求文書は、すでに実施機関によって取得済みとなった用地の取得基準価格に関わるものであって、しかも、この間の事情により、当該用地の取得金額自体は公開されているものである。「その金額に適正性を与える根拠となる係る情報を開示することによって、公益に資する取得であったか供することの方が、今後はより実施機関の当該事務の適正な遂行に寄与する」と考えるので、条例第6条第4号に該当しない。

また、部分開示された文中、「委員『一般的に、無道路地というのは■■■%程度減額されるのか。』」と尋ねて、回答がなされていることから、おそらく、この当該用地の減額率も「一般的」範囲の中で設定されたものと推測できる。しかるに、非公開理由とされた「法人等が自ら収集した様々な情報であり、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」を断定できず、これを条例第6条第2号を理由とした非公開の絶対なる条件とはできない。

本来、実施機関が依頼する際の条件設定が鑑定結果にどのように反映されているのかが確認できずに、市が損失補償等の費用に関する債務負担行為をするなど公金の支出に関わる事業内容の是非に係る情報が基本的な部分で非公開となることは、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の

趣旨を失ってしまう。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び審査会の事情聴取に対する答弁で、以下のとおりの主張をしている。

本件請求文書中「質疑応答」部分の一部については、行政における内部的な審議、検討で、協議が円滑に行われることを確保する観点から非公開情報であり、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号に該当することから非公開とした。

「不動産鑑定士の評価減額数量」については、実施機関の土地の購入に関する情報・資料であり、公開することによりその後の用地買収に支障をきたすことから条例第6条第4号に該当し、また、鑑定士が独自で集めた情報等を加味して自ら計算した値であり、公開することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第6条第2号に該当し、以上のことから非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

本件行政文書は、実施機関が行った、善行地区における地域コミュニティー活動事業用地取得に係る「土地基準価格決定会議会議録」である。

(2) 実施機関の処分の当否について

ア 条例第6条は、行政文書の原則公開を規定しており、同条各号に掲げる非公開理由がない限り、実施機関は行政文書を公開する義務を負う。

イ しかしながら、実施機関は、本件請求文書の一部を非公開としていることについて、非公開理由説明書及び審査会における意見聴取の場において、単に本件請求文書の非公開部分が同条第2号ないし第4号に該当することを主張するのみで、いかなる理由でどのように該当するかについて、何ら具体的な説明をしておらず、そうである以上、当審査会は、本件請求文書の一部を非公開とした本件処分は、取り消されるべきものと判断せざるを得ない。

ウ また、審査会のインカメラ審理によっても、本件請求文書の非公開部分は、単に「別添の土地評価書」に係る記述内容の確認ないし説明であって、これが公開されることによって、実施機関の主張するような「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」その他の弊害が発生するものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2010. 2. 10	・ 行政文書公開請求書受付
. 2. 24	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
3. 4	・ 行政文書公開異議申立書受理
5. 14	・ 土地開発公社から審査会へ諮問書の提出
5. 17	・ 審査会から土地開発公社へ非公開理由説明書の提出要請
7. 2	・ 土地開発公社から審査会へ非公開理由説明書の提出
7. 5	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
8. 2	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出 ・ 審査会から土地開発公社へ意見書の写しの送付 ・ 審査会から土地開発公社へ対象文書の提出要請
8. 18	・ 土地開発公社から審査会へ対象文書の提出
9. 3	・ 土地開発公社から審査会へ再非公開理由説明書の提出
9. 3	・ 審査会から異議申立人へ再非公開理由説明書の写し を送付
10. 25	・ 実施機関への事情聴取及び異議申立人の意見陳述
11. 22	・ 審議
2011. 1. 31	・ 答申

第13期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2010年2月1日～2012年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者